



表彰規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年2月10日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第1号

表彰規則の一部を改正する規則

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 次に掲げる者は、前項の表彰を受けることができない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が消滅した者を除く。)

(2) 破産者であつて復権を得ない者

第3条第1項中「前条各号の一」を「前条第1項各号のいずれか」に改める。

第9条及び第10条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政策秘書室